

## 山木屋原告団総会・第一陣判決報告集会 @東福沢公民館

2018年4月1日

作成：弁護士 宮腰直子

福島地方裁判所いわき支部3月22日言い渡された一審判決を受け、4月1日、川俣町東福沢公民館にて、二陣訴訟の山木屋原告団総会&判決報告集会が行われました。

原告団約40名、弁護団7名が参加しました。

菅野清一原告団長から、山木屋の現状として、昨年3月30日に山木屋地区の避難指示が解除され、290人が戻ったといわれるが、戻っても生活再建に繋がっていないことが報告されました。

また、国が151億円もの復興事業費を投じ、山木屋地区「問屋の里」や小中学校整備などの復興事業が進められているが、川俣町は将来にわたり補助金返済義務があること、業者が儲かるだけの仕組みになっており、地元民は恩恵を実感していないことなどが報告されました。

弁護団からは、米倉勉弁護士らが一審判決の報告をしました。

判決は、原告らの請求を一部認容し、故郷喪失損害を一部認定している点では一定の評価ができるものの、認容額が低額に過ぎ、中間指針に追従する不十分な内容であるため、弁護団は「不当判決」と評価しました。

この裁判では被害事実の立証に力を入れてきました。判決は、原告らの主張する故郷喪失の被害事実を全て認定し、故郷喪失だけでなく変容も認めました。しかし、判決は、避難慰謝料と故郷喪失慰謝料を区別せず慰謝料額を一括して低い賠償額しか認めませんでした。判決は、原告らの被害実態を丸ごと認定しながら、被害事実からどのように被害額を算定したのか、言葉を尽くして説明していません。

いわき訴訟における裁判所の最大の使命は、中間指針の賠償額が被害実態に相応しいかどうかを審査することだったにもかかわらず、中間指針がどのように不十分なのか具体的に明らかにしておらず、司法の使命を果たしていないといわざるを得ません。

参加者からは、裁判官を変えることができないのか、今後どのように裁判を闘っていくのか、など活発な質問や意見が出されました。

福島地裁いわき支部は、4月から裁判長と左陪席が新しく変わります。

原告団と弁護団は、一審判決の不十分な点を二陣訴訟で克服するため、いわき支部での訴訟活動に力を入れていくことと、仙台高裁での一審訴訟控訴審に協力していくことを確認しました。

最後に、弁護団共同代表の広田次男弁護士が「この訴訟は後世に歴史の足跡を残すものだ」「重大な事件であるほど楽しんで関わっていこう」「全力を尽くしましょう」と締めくくりました。

福島地方裁判所いわき支部における二陣訴訟（山木屋訴訟）の今後の予定は次のとおりです。多くの方の参加・傍聴をお待ちします。

- ・ 4月18日（水）午後2時～4時 弁論期日  
原告団長の意見陳述，弁護団の意見陳述
- ・ 6月13日（水）午前10時～午後4時 弁論期日  
原告3名の本人尋問

報告集会の帰り道，弁護団は，原告の皆さんの案内で，桜が満開の花見山を見物するという幸運に恵まれました！ありがとうございました。